

生活習慣病の予防・早期発見・治療のため国民健康保険被保険者の方に年1回人間ドックの助成を行っています。

受診対象者

(下記の条件を満たしている人が対象となります)

- ①国民健康保険被保険者証の交付を受けて6カ月以上経過している人
- ②受診時、満35歳以上74歳以下で内臓疾患の治療を受けていない人。
- ③現年および過年の国民健康保険料を完納している人
- ④人間ドックは特定健診と同時実施しますので、40歳以上の方が同一年度内に受診できるのは、特定健診か人間ドックのどちらか一方です。(すでに特定健診を受診された方は人間ドックを受けられません)
- ⑤特定保健指導期間中(6カ月間)は国保人間ドックを受診できません。

受診種目

基本検査 人間ドック(人間ドックのみ受診はOK。オプションのみの受診は出来ません)

オプション 脳ドック(MRI・MRS)・レディースドック(乳癌・子宮癌)

受診受付

概ね受診希望月の2カ月前までに保険年金課(1階③番窓口)へ申し込んでください。支所では取り扱っていません。

受診機関

必要なもの 保険証・印鑑・特定健診受診券(40歳以上の方)

今年度より難波にある近畿健康管理センター(KKC)が新たに加わりました。

実施機関名	人間ドック		脳ドック		レディースコース	
	検査曜日	自己負担金	検査曜日	自己負担金	乳 癌	子宮癌
城山病院	木 / 午前	11,970円 特 10,585円	月水金土 / 午前	6,300円		
藤本病院	木・金 / 午後	11,970円 特 10,586円	金 / 午後	6,930円		
阪南中央病院	月～金 / 午前	11,970円 特 10,586円	月～金 / 午前	7,875円	超音波 1,102円 マンモグラフィ 1,575～1,102円	945円
PL病院	月～土 / 午前	13,230円 特 11,846円	月～土 / 午前	9,450円	超音波 945円 マンモグラフィ 945円	945円
高村病院	病院指定 / 午後	11,970円 特 10,586円				
豊川病院	月～金 / 午前	11,970円 特 10,586円				
みどり健康管理センター	月～金 / 午前	13,545円 特 12,160円	月～金 / 午前	7,245円	超音波 1,417円 木曜日 マンモグラフィ 1,417円(水・木・金)	630円 水・木
松原徳洲会病院	月～土 / 午前	11,400円 特 10,016円	月～土 / 午前	6,000円	超音波(基本検査を含む)	600円
ヘルクリニック	月～土	12,600円 特 11,216円	月～土	9,450円	マンモグラフィ 1,260円	945円
近畿健康管理センター(KKC)	月～金	11,970円 特 10,586円	月～金	13,500円	超音波 2,010円 マンモグラフィ 2,220円	1,980円

(注) ①「特」は40歳以上の方の特定健診と同時実施の金額です。
②オプションの脳ドックとマンモグラフィ検査については医療機関により曜日や年齢に制限があります。

お問い合わせ 羽曳野市役所 保険年金課 TEL072-958-1111 (内線1761)

国民健康保険夜間日曜窓口

保険料の納付や届出など、国民健康保険のことならお気軽にご相談ください。あわせて長寿医療(後期高齢者医療)のご相談も行います。

夜間窓口 5月13日(水)、14日(木)、15日(金)、18日(月)、19日(火)、20日(水) 18:30～20:30

日曜窓口 5月17日(日) 10:00～12:00、13:00～15:00

場 所 保険年金課(市役所本庁1階 3番窓口)
☎958-1111

会社を退職されたら

会社を退職された後、国保に加入される場合は、加入届が必要(14日以内)。被用者保険(社会保険)を継続加入(任意継続)された後から国保に移る場合も同じです。加入手続きをお忘れなく。

退職者医療制度について

会社などを退職して年金(厚生年金、共済等)を受けられる65歳未満の方とその家族(扶養家族)は、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

- 対象となる方 ①65歳未満で国保に加入している方
②年金(厚生年金、共済等)を受けられている方でその加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上の方

医療機関では「国民健康保険退職被保険者証」で受診します。医療費の自己負担割合は一般の国保と同じです。

交通事故にあったとき

交通事故など、第三者の行為によってケガをした場合も国保(長寿医療)で治療を受けることができます。本来、治療費は加害者が支払うもの(自動車自賠責保険など)ですが、一時的に国保が立替払いをし、後から加害者に請求します。国保で治療を受ける場合、必ず保険年金課まで届出をしてください。届出後、示談をされる前にも必ず保険年金課までご連絡ください。

特定健診・生活機能評価健診の実施について(お詫び)

羽曳野市広報4月号でお知らせしていた、40歳以上の方の特定健診と、65歳以上の方の生活機能評価健診を5月同時実施に向け準備を進めてきたところですが、当面の間延期することになりました。

ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、ご理解・ご協力のおかげで、誠にありがとうございます。

なお、健診事業については決まりたい広報にてお知らせさせていただきます。

羽曳野市保健福祉部保険健康室